

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市終身建物賃貸借事業の認可の取消し
根拠条例等の名称・根拠条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第69条
所管部室課名	都市計画部住宅政策室
処分基準	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（抜粋）</p> <p>（事業の認可の取消し）</p> <p>第六十九条 都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認可を取り消すことができる。</p> <p>一 第六十七条第二項の規定に違反したとき。</p> <p>二 前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 不正な手段により事業の認可を受けたとき。</p> <p>2 第五十五条の規定は、前項の規定による事業の認可の取消しについて準用する。</p>
最近改正年月日	令和2年4月1日